

令和6年度 保育体制強化事業補助金について

資料 3-5

【事業概要】

- 保育士の負担を軽減することによって保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(以下「保育支援者」という。)を散歩等の児童の園外活動時の見守り等の保育に係る周辺業務に活用するために要する費用の一部(1施設月額14万5千円を上限とする。)を補助するもの。

【保育支援者の要件等】

- 1 保育支援者は、保育士資格を有しない者で、保育に係る以下の業務のうち、**①を含み2つ以上行うものとする。**

- ①児童の園外活動時の見守り等 (必須) ②保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- ③外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳 ④寝具の用意・あとかたづけ
- ⑤給食の配膳、あとかたづけ ⑥その他保育士の負担軽減に資する業務

- 2 その他、保育支援者は、以下の全ての要件を満たす必要がある。
 - ・平成26年4月1日以降、新たに保育所に配置された者であること
 - ・子どものための教育・保育給付やその他の補助金等の支給対象となっていないこと
 - 一時保育・地域子育て支援センター・市加配保育士・高齢者等活躍促進加算・産休代替・定員超過等の対象者でないこと。
- 3 児童の園外活動時の見守り等を実施するに当たり、保育支援者は、市が認める交通安全に関する講習会等を修了しなければならない。

【補助対象経費】

- 事業に係る報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

※令和6年度については、国に合わせて事業を一部拡充する可能性があります。

参考

令和5年度保育体制強化事業 年間スケジュール

資料 3-5

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
施設				補助金交付申請書の提出（8月10日頃）	変更交付申請書提出 ※1								実績報告書提出		
			講習会等												
			講習会の受講等→受講報告書提出※2												
川崎市				補助金交付申請書の提出案内・講習会等の提示	受講報告書審査→受講証明書発行									実績報告書審査	精算（支払・戻入）
			交付審査・補助金支払										実績報告書の提出案内		

※1 保育支援者を変更する場合や交付申請額が増額となる場合は、変更交付申請書を提出（令和5年11月30日まで受付）
11月30日を過ぎて変更が生じた場合は速やかに保育第1課へ報告してください

※2 補助金交付決定後、速やかに本市が指定する講習会の受講等を行い、令和5年12月28日までに受講報告書を保育第1課へ提出